

日本高血圧学会認定 高血圧専門医制度における資格取消しおよび 資格停止に関する細則

日本高血圧学会認定 専門医制度規則 第4章「専門医の資格喪失」の第10条3項「申請書類に虚偽が認められたとき」ならびに第11条「本学会理事長は専門医としてふさわしくない行為のあったものに対して、資格認定委員会、理事会の議決によって専門医の資格を取り消す、または資格を停止することができる」

上記条項の具体的罰則

1. 罰則規定

日本高血圧学会認定 高血圧専門医が不正行為により資格取得等 認定医制度の信用を著しく傷つける行為をした場合は、認定専門医の認定を取り消す。または期限付きで資格停止とする。

2. 具体的内容

上記の事態が生じた場合は速やかに専門医制度委員会の中に調査委員会を設け、事実確認を行い、処分を審議し決定する。その決定事項を日本高血圧学会理事会に報告し、理事会にて承諾後、処分を行使できるものとする。

(1) 処分内容

1. 取り消し：資格剥奪、再受験不可
2. 取り消し：資格剥奪、取り消し期間（1から5年）後は再受験可能
3. 資格停止：資格停止（1から3年）、停止期間中の認定更新不可。しかし、停止解除後の期間で単位をとらなければ専門医更新不可（但し、停止期間中に更新時期が来た場合、解除後更新時期までに時間的余裕がないと判断された場合は停止解除後に更新時期の時間的猶予を与える）

(2) 認定施設について

組織的に行われたと判断された場合は認定施設の取り消し、または停止の処置を行う。